

令和6年度長野県山岳遭難対策用無線岩岳中継所復旧工事 仕様書

1 工事概要

(1) 工事箇所

No	箇所名	所在地	特記事項
1	岩岳スカイアーク（中継所）	白馬村北城11773	中継局復旧

(2) 工事対象建物： 岩岳スカイアーク

詳細は別紙図面及び令和5年度調査報告書のとおり

(3) 工事概要

落雷により故障した通信設備の復旧。

2 共通仕様

設計図書及び特記仕様書に記載のない事項はすべて下記によること

- ・公共建築工事（改修工事）標準仕様書（建築工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・公共建築工事（改修工事）標準仕様書（機械設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

3 特記仕様

- (1) 資材 本工事に使用する資材はすべて新品とする（再生品使用を指示した場合を除く）。
ただし、故障した機器のうち修理対応が可能なものについてはこの限りではない。
- (2) 工事用電力、水等 本工事に必要な工事用電力、水等の費用はすべて請負者の負担とする。
- (3) 施工計画 契約後、すみやかに施工計画書（工程、仮設、安全管理等）を作成し、係員の承諾を得ること。
- (4) 諸官庁手続き 官公庁への手続きは本工事に含むものとし、請負者がこれを行うものとする。
- (5) 工事実績情報
ア 請負額が500万円以上の工事は、工事実績情報（工事カルテ）を登録すること。
イ 登録は、あらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後10日以内に（財）日本建設情報総合センター(JACIC)にて手続きを行い、登録されたことを証明する資料を提出すること。
- (6) 下請人通知書
ア 下請契約締結後、速やかに下請人通知書を提出すること。
イ 記載内容は、称号又は名称、工種、契約額、建設業の許可状況等とし、下請金額に係らず一次下請に限り全て記載すること。
- (7) 施行体系図
ア 下請金額に係らず全ての工事について施工体系図を作成し、提出すること。
イ 施工体系図は、施工期間中工事現場に備え付けると共に、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (8) 安全管理
ア 工事にあたっては、施設管理者等と打合せを行い、請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
イ 工事現場においては、労働災害、公衆災害等の防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
ウ 安全教育、研修及び訓練は、工事期間中に月一回以上実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等も整理の上提出すること。
- (9) 工程管理 電気、ガス、水道等、施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

- (10) 産業廃棄物等の取扱
- ア 発生材は、事故等の原因とならないよう、できるだけ速やかに場外へ搬出すること。
 - イ 廃棄物の種類別に徹底した分別を行い、できるだけ再資源化を図ること。
 - ウ 廃棄物処理について、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、適正に行うこと。
 - エ 廃棄物処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書と産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。
 - オ しゅん工時に廃棄物の種別ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を提出すること。（それぞれの提出は、法の定める期限内に行うこと。）
- (11) 過積載の禁止
- 資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し、過積載を行わないよう計画した上で、記録を残すこと。
- また、飛散の恐れがあるものは、飛散防止対策を十分に行うこと。
- (12) 清掃片付
- 工時中は常時後片付け及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散若しくは堆積しないようにすること。
- (13) 環境への配慮
- ア VOC対策として、有害化学物質等を含有しないか含有量が少ない材料を選定すること。
 - イ 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
 - ウ 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた時はこの限りではない。なお、通行ルートは影響の少ないルートを選定すること。
- (14) 工事写真撮影要領
- ア 着工前及び完成後の撮影は、同位置同方向とすること。
 - イ 施工中の撮影は、完了後に確認できない事項及び隠蔽となる部分に留意すること。
- (15) 一般工事書類等
- 工時着手時及びしゅん工時に、別途係員の指示する書類等を提出すること。
- (16) 疑義等
- 設計図書等に明記のない事項に疑義が生じた場合は、係員と協議し、指示に従うこと。
- (17) 創意工夫
- 工事施工において、創意工夫をもって望むこと。また、自ら立案、実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
- (提出様式)
- https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/documents/68_souikufu-syakaisei-setumei-180401.doc
- (18) 共通事項
- ア 復旧工事に伴う無線設備の運用に必要な無線局申請を必要に応じて行うこと。
 - イ 新品で搬入した機器については製造終了後5年間まで製品保障がされていること。

(19) 岩岳中継局

- ア 原則として使用可能な物品は継続利用するものとする。ただし、損耗の激しい部品については新品交換すること。
- イ 施工後、接続及び中継所を介する各通信局・陸上移動局との動作試験は、落札業者が既設設備納入業者と協業にて行い、無線設備運用に支障がないことを確認すること。
- ウ 屋外配線については、できる限り風雨や直射日光の影響の少ないルートを選定すること。又、設置可能な場所は紫外線に強いP F管（PFDK-16）にて配管すること。
- エ 屋内配線については、管路がある箇所は管路を利用し、管路がない箇所は、壁面または床面の隅に行い、モール等で通行の妨げにならないよう覆うこと。これらのモール等の配線保護材は全て新規に施工し、壁面または床面に貼り付けること。なお、天井内は特に指示がない場合は転がし配線とする。
- オ 防火区画を配線する場合は、養生等、建築基準法に適合していること。
- カ 敷設したケーブルの成端処理及び通信試験は確実に行うこと。
- キ ケーブルは、操作卓等の軽微な移動に対応できるよう、十分な余長をみておくこと。あわせて整線作業も行うこと。
- ク 岩岳への機器の搬入・搬出に際しては、受注者の負担による。
- ケ 機器の搬入に際しては、各工事箇所の業務の妨げにならないよう留意すること。
- コ 機器の設定や配線に伴い、予め他に影響を与えると予想される作業については、事前に当協会に確認をとること。
- サ 作業で出たダンボール等の梱包材は処分すること。
- シ 不要な既設設備及び既設配線は撤去・処分すること。
- セ 建築業法等の関連する法令に準拠した工事管理を行うこと。

(20) 対象機器仕様

①故障のため更新または修理対応すること。

ア 監視制御装置 GT-XC 監視制御部インターフェース含む	1 台
イ 無線機切替装置 GD-EB2	2 台
ウ 直流電源装置 TVTB13.8-10 避雷器内蔵、長寿命型蓄電池100Ah含む	1 台

②落雷対策のため新たに設置すること。

エ 避雷器 (SPD)	機器側 1 基
-------------	---------

(21) 工事期間

ア 各工事箇所と工事日程を調整し施工すること。

イ 想定している概ねの工事スケジュールは次のとおりとする。

・契約締結日から令和6年12月20日まで。

(22) 検査及び検収

ア 施工後、各工事箇所担当者に対して正常な設置、設定状況を示し、その確認を受けること。

イ 以下に記載する完成図書を納品期限までに紙媒体1部及び電子ファイルで提出すること。

- ・接続系統図
- ・工事写真（機器設置状況、特殊配線箇所）
- ・機器設定書
- ・通信試験成績書

(23) その他

ア 暴力団関係者等から工事妨害による被害を受けた場合は、すみやかに被害届を警察に提出すること。

イ 本仕様書に記載のない事項に関して、機器の正常動作のために必要であれば、落札業者は長野県山岳観光課と協議のうえ、これに対処するものとする。

ウ 配線工事等が乱雑な場合には、落札業者負担にて再工事を指示する可能性があること。

エ 配線工事等において、備品等を破損した場合には、落札業者負担にて回復すること。

オ 既設設備納入業者及びご担当者

長野県長野市吉田4丁目11-28

丸登電業株式会社 担当 土井 純二 様

Tel : 026-244-7333 FAX : 026-244-7599